

## 学部学則第153条および大学院学則第124条に基づく「留学」について

### 1. 手続について

次の順番で手続をしてください。

※所属により必要な手続が異なりますので事前に学生部学事担当(または学事担当部署)に確認してください。

- ① 「国外留学申請書」に必要事項を記入・捺印・関係書類添付の上,学生部学事担当(または学事担当部署)の受付印を受けてください。
- ② 同申請書を学習指導または,専攻担任に提出して承認印を受けてください。
- ③ 上記手続終了後,学生部学事担当(または学事担当部署)へ提出してください。

### 2. 「留学」の可否について

教授会(研究科委員会)の審議を経て,保証人宛に通知します。

### 3. 留学期間について

「留学」として許可する期間は一度の申請につき1か年を限度とします。「留学」を延長する場合は「国外留学申請書(延長)」を提出し,上記1.の手続をして許可を受けなければいけません。なお,留学の延長は1回(大学院は2回)に限り許可されます。

### 4. 授業料等の減免について

学部生が入学後1年を経過した後に私費留学に出発した場合,および大学院生が私費留学した場合は,学期を単位として授業料,施設設備費および実験実習費が減免されます。減免手続に関しては,留学の申請が教授会等で承認されてから保証人宛に通知します。詳細は,学生部学事担当(または学事担当部署)に確認してください。

### 5. 留学終了後の手続について

「就学届」を提出してください。

留学先の大学で取得した科目の単位認定を希望する者は,学生部学事担当(または学事担当部署)に申し出てください。学部・研究科によっては単位認定が必須となりますので,学生部学事担当(または学事担当部署)にて確認してください。

#### 学部学則(抜粋)

- 第153条**
- ① 本大学が教育上有益と認めるときは,休学することなく外国の大学に留学することを許可することがある。
  - ② 留学の期間は,1年間に限り在学年数に算入する。
  - ③ 留学中に修得した授業科目の単位は,30単位を超えない範囲で卒業に必要な単位として認定することがある。ただし,経済学部,総合政策学部,環境情報学部および看護医療学部では,本大学以外の大学およびこれに準ずる研究教育機関等での履修で得た単位を含め,60単位を超えない範囲で,卒業に必要な単位として認定することがある。
  - ④ 本条第1項の留学とは別に,ダブルディグリー等,本大学と外国の大学との合同の学位課程により留学する場合は,本大学に在学したまま外国の当該大学設置科目を履修する事を許可する場合がある。
  - ⑤ 留学に関する細則は,別に定める。

#### 大学院学則(抜粋)

- 第124条**
- ① 研究科委員会が教育上有益と認めるときは,休学することなく外国の大学の大学院に留学することを許可することがある。
  - ② 留学の期間は,1年間に限り在学年数に算入する。ただし,医学研究科博士課程については2年間を上限として在学年数に算入することがある。
  - ③ 留学中に修得した授業科目の単位は,10単位を超えない範囲で課程の修了に必要な単位として認定することがある。
  - ④ 留学に関する細則は,別に定める。

※法務研究科については学則が異なりますので,別途法務研究科担当までお問い合わせください。

